

令和6年 第6回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年6月26日(木) 午前9時30分～午前10時25分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員(14人)
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
 - 議案第162号 農地法第3条による許可申請の件(2件)
 - 議案第163号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件(1件)
 - 議案第164号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件(1件)
 - 議案第165号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員(4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和6年第6回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、10番〇〇委員、11番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第162号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりなく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 869 m²

〇〇、田、面積 886 m²

〇〇、田、面積 1,871 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 10,446 m²

坪単価 3,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員からの説明ですが、申請地が2地区にまたがっていますので、今回は代表して〇〇委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

現在、申請地では、所有者の承認を得て譲受人が田植えを行っています。これまで、譲渡人が会社勤めであり耕作ができなため、別の〇〇の農業者が長年借りて耕作をしていました。申請地は長方形で形状が良く、道路からも機械が入りやすい耕作に適した田となっています。譲受人は、〇〇に本社がある土木会社を営しながら、農業にも本格的に取り組んでいます。住所は〇〇ですが、〇〇で生まれ育った者で、〇〇内に2か所農業用倉庫を持っています。〇〇や〇〇で耕作地を徐々に増やしており、今後も稲作を中心に取り組んでいくとのことで、問題ないと思われます。

○議長

○○地区担当の○○委員から追加で説明ありますか。

○○○委員

ありません。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積1,035 m²

○○、田、面積1,724 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積61,583 m²

坪単価 5,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人は長年○○に住んでおり、今後松前町に帰ってくる予定もないため、

譲受人に売買の話があり、今回の申請に至ったものです。申請地はこれまでも譲受人が借りて耕作をしていました。譲受人は、〇〇でも有数な農業者であり、かなり広い面積を耕作しているため、今後の耕作についても問題ないと思われれます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第163号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、畑、面積499㎡

申請人 〇〇

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

申請地は、現在耕作ができておらず、年に数回草刈りを行い管理されている

状況です。近隣の事業所に勤める方々から駐車場として使わせてもらえないかと話があったため、今回の申請に至ったものです。排水は、自然排水とし、自然浸透できなかつた分は南側の水路に流すとのことです。北側に農地が残りますが、申請地を通行して耕作してもらおうとのことで、申請人から北側の農地所有者に対し、通行承諾書が添付されており、周辺の農地にも影響ないと思われまふ。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第164号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があつたので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積498㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 農家住宅

建築面積 122.07㎡

使用貸借権の設定

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

現在譲渡人及び譲受人が居住している住居の南側に倉庫がありますが、その隣が申請地となっています。現在、申請地は譲渡人が耕作する田となっております。譲受人は譲渡人の長男であり、農家住宅を建築されます。現在、譲受人は、譲渡人とともに熱心に農業を行っており、譲渡人の自宅及び農業用倉庫が隣にある申請地は農業後継者である譲受人が住む農家住宅を建てるのには絶好の立地ではないかと思われます。周辺の田や家屋にも影響がなく、現に農業を営んでいる長男が住む農家住宅であることから問題ないと思われます。

〇議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

〇事務局

土地の表示 〇〇、畑、面積1,374㎡

譲渡人 〇〇

〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 露天駐車場

所有権移転

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件は、許可を受けずに転用した無断転用の事案であり、追認許可を得るために申請されたもので、始末書を添付した申請書が提出されました。譲渡人の父にあたる前の所有者が、農地として稲を耕作していましたが、平成2年～3年ごろ、近隣の自動車工場から、車両置場として貸してほしいとの依頼があり、当初は、当該土地の一部を賃貸しておりました。その後も、近隣の方から駐車場として借りたいという要望が増えたため、無断転用とは知らず、全体の埋め立てをしてしまったとのことです。なお、現在は、駐車場を借りて利用している人はいないとのことです。関係法令の手続きが必要とは知らず、認識不足のため無断転用を行ってしまっており、申請人は、深く反省をしているとのことです。

転用許可後は、譲受人が、従業員の車のほか、車検修理用の代車やお客さんから預かった車を置く露天駐車場として使用します。地表には、再生砕石を敷き詰め、排水については自然浸透とするとのことです。事務局においては、追認許可の見込みがあるものと考えています。以上です。

○議長

担当の農業委員から補足説明はありますか。

○○○委員

西側に隣接する農地で田植えが行われているため、コンクリート擁壁の設置は稲刈り後に行い、当面の間は現状のままで駐車場として使用するとのことです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 165 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 2年11か月
利用権の設定を行う件数 6件
利用権を設定する面積 8,428 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 11か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,523 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 2年11か月
利用権の設定を行う件数 8件
利用権を設定する面積 10,434 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4年11か月
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 4,886 m²
利用権を設定する作物 水稻

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 165 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。